

一般質問発言通告書

発言順位 7 番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

2015年9月8日

三島市議会議長 松田吉嗣様

三島市議会議員 10番 下山一美



質問事項1	三島市の住宅政策の再構築のための諸課題について
具体的内容	
<p>三島市は2010年3月に策定した『三島市住宅マスタープラン』（三島市住生活基本計画）にもとづき住宅政策をすすめてきた。この計画は2010年から2019年までの10年間の長期計画だが、その後の高齢化の進展、一人暮らし高齢者や一人親世帯の増加などの社会構造や、医療や介護などの社会保障関係施策の後退と高負担化、消費税の引き上げ、雇用環境の悪化と低賃金化、年金受給額の引き下げなど経済状況が大きく変化し、市民は5年前には想定されなかった諸課題に直面し、住宅政策の再構築が必要になっていると考える。そこで、三島市民の住生活の現状を確認するとともに、あるべき住宅政策について当局の見解を伺い、今後の住宅政策についての提案への見解を質す。</p>	
1. 「住宅は基本的人権」との認識を確認する。	
(1) 「市営住宅入居待機者」の実態について	
(2) 住宅は「憲法第25条」が規定する基本的人権の一つ（生存権）であり、「居住権」は擁護されるべきものとの認識について	
2. 『三島市住宅マスタープラン』（三島市住生活基本計画）にもとづき、市民の「住生活」の現状及び三島市の住宅政策の今後のあり方について	
(1) 三島市の住宅政策の課題をどのように認識しているのか。	
(2) 「市民住宅問題実態調査」など、住宅を確保するのが困難な人々の実態把握を求める。	
(3) 「住宅確保要配慮者世帯」など、市営住宅へのニーズを持つ市民に応える新たな住宅提供の具体的検討を求める。	
(4) 高齢者の孤立死の実態と、それを防ぐ社会のあり方について当局の認識を伺う。また、市営住宅での「高齢者見守り支援ネットワーク」の構築を。	
3. 市営住宅入居にあたっての「連帯保証人」について	
(1) 災害時の災害公営住宅入居にあたっての「連帯保証人」の可否について	
(2) 「家賃債務保証制度」の活用を前提に、市営住宅条例を改正し、保証人なしでの入居を可能に。	